

岐阜県福祉のまちづくり条例関係事務取扱要綱

(平成15年5月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号）別表第1第64項の規定に基づき各務原市が処理することとされた岐阜県福祉のまちづくり条例（平成10年岐阜県条例第8号。以下「条例」という。）に係る事務の施行に関し、岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年岐阜県規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、各務原市における事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

(整備基準と同等の整備)

第2条 条例第19条第1項に定める整備基準（以下「整備基準」という。）に適合しないが、これと同等以上に安全かつ快適に利用できる公共的施設（以下「施設」という。）の整備がなされていると認められるときには、整備基準に適合しているものとみなすことができる。

(審査対象の解釈)

第3条 施設が建築物であるときの整備基準の適用は、棟単位とする。ただし、駐車場及び自動車車庫並びに敷地内の通路は、敷地単位とする。

2 施設が非建築物であるときの整備基準の適用は、施設単位とする。

3 施設を増築、増設（公園等の敷地面積又は駐車場の供用面積が増加するものをいう。）、改築、用途の変更又は大規模の修繕若しくは模様替することにより、当該施設が特定公共的施設に該当する場合は、条例第24条の規定に基づく届出をしなければならない。

4 開発行為等により築造される道路は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。）とみなし、整備基準を適用する。

(新築届)

第4条 市長は、条例第24条の規定に基づく特定公共的施設新築等届出書（以下「新築届」という。）の提出があったときは、岐阜県福祉のまちづくり条例届出・請求台帳（様式第1号。以下「台帳」という。）に所定の事項を記入し、当該新築届に係る計画が整備基準に適合するかを審査する。

2 市長は、前項の審査により計画が整備基準に適合することを認めたときは、適合

する旨の通知書（様式第2号）に新築届の副本を添えて届出者に交付する。

3 市長は、前項の処理をしたときは、台帳にその旨を記入し、新築届を保管する。

4 市長は、第1項の審査により計画が整備基準に適合しないことを認めたとき又は新築届の記載によっては整備基準に適合するかどうかを決定することができないときは、届出者に必要な補正の指示又は指導及び助言（以下「指示等」という。）をする。

5 市長は、前項の指示等により補正された計画が整備基準に適合することを認めたときは、第2項及び第3項により事務処理を行う。

6 市長は、第4項の指示等によっても計画が補正されず、又は補正が不十分で、なお整備基準に適合しないことを認めたときは、適合しない旨の通知書（様式第3号）に新築届の副本を添えて届出者に交付し、台帳にその旨を記入する。

（変更届）

第5条 市長は、条例第24条の規定に基づく特定公共的施設新築等変更届出書（以下「変更届」という。）の提出があったときは、台帳に所定の事項を記入し、当該変更届に係る新築届（保存年限の満了等により新築届が保管されていないときは、届出者に提示を求めて得た新築届の副本等）により計画の内容を把握し、前条に準じて取り扱う。

（変更届の必要のない変更）

第6条 新築届に係る計画を変更するときは、各務原市建築基準法施行細則（平成15年規則第18号）第9条第1項の規定による建築物等計画変更届の提出の必要のないものについては、規則第9条第4号の規定に基づき変更届の提出を要しないものとして取り扱う。

（届出者の変更）

第7条 新築届（変更届が提出されている場合は、これを含む。以下「新築届等」という。）の届出者を工事完了する前に変更するときは、岐阜県福祉のまちづくり条例に係る特定公共的施設届出者変更届出書（様式第4号。以下「届出者変更届」という。）により市長に届け出るものとする。

2 前項の届出者変更届は、変更前及び変更後の届出者が連名で行うものとする。

3 市長は、届出者に変更があったときは、岐阜県福祉のまちづくり条例に係る特定公共的施設届出者変更受理通知書（様式第5号）を変更後の届出者に交付する。

4 市長は、前項の処理をしたときは、台帳にその旨を記入し、届出者変更届を保管

する。

（取下届）

第8条 新築届等の届出者は、市長が当該新築届等に係る通知書を交付する前に当該新築届等を取り下げようとするときは、岐阜県福祉のまちづくり条例に係る取下届（様式第6号。以下「取下届」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の取下届の提出があったときは、台帳にその旨を記入し、取下届を保管する。

（取止届）

第9条 新築届等の届出者は、市長が当該新築届等に係る通知書を交付した後に当該新築届等に係る計画又は工事を取り止めたときは、岐阜県福祉のまちづくり条例に係る取止届（様式第7号。以下「取止届」という。）に当該通知書及び新築届等の副本を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の取止届の提出があったときは、台帳にその旨を記入し、取止届を保管する。

（完了届及び完了検査）

第10条 市長は、条例第26条の規定による特定公共的施設工事完了届出書（以下「完了届」という。）の提出があったときは、台帳に所定の事項を記入し、当該完了届に係る新築届等（保存年限の満了等により新築届等が保管されていないときは、届出者に提示を求めて得た新築届等の副本等）により工事の内容を把握し、現地完了検査（以下「検査」という。）を実施する。

2 市長は、前項の検査により工事が整備基準に適合していることを認めたときは、適合している旨の通知書（様式第8号）を届出者に交付する。

3 市長は、前項の処理をしたときは、台帳にその旨を記入し、完了届を保管する。

4 市長は、第1項の検査により工事が整備基準に適合しないことを認めたときは、届出者に必要な手直しの指示等をする。

5 市長は、前項の指示等により手直しされた工事が整備基準に適合していると認めたときは、第2項及び第3項により事務処理を行う。

6 市長は、第4項の指示等によっても工事が手直しされず、又は手直しが不十分で、なお整備基準に適合しないことを認めたときは、適合していない旨の通知書（様式第9号）を届出者に交付し、台帳にその旨を記入する。

（適合証）

- 第11条 市長は、条例第21条第1項の規定に基づく適合証交付請求書（以下「請求書」という。）の提出があったときは、台帳にその旨を記入し、請求書を保管する。
- 2 市長は、提出された請求書に係る施設が使用開始後3月を経過していないときは、請求書を受け付けることなく請求者に返却する。
- 3 規則第4条第1項の整備基準適合表は、岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則整備基準適合表（様式第9号の2。以下「適合表」という。）とする。ただし、条例第24条の規定による届出をしている場合においては、第4条第2項の適合する旨の通知書の写しをもって適合表及び規則別表第3に掲げる図書に代えることができる。
- 4 市長は、請求書の記載事項によっては施設が整備基準に適合しているかどうかを決定することができないときは、請求者に必要な補正を指示する。
- 5 市長は、請求書の記載により施設が整備基準に適合していることを認めたときは、現地調査（以下「調査」という。）を実施する。ただし、前条の検査が実施され整備基準に適合していることを認められた施設については、請求書の提出が使用開始から1年以内で、かつ、条例第23条に定める維持保全（以下「維持保全」という。）が適切になされていることを示す現況写真が添付されているときは、調査を省略することができる。
- 6 市長は、前項の調査により施設が適切に維持保全され整備基準に適合していることを認めたときは、適合証を交付する旨の通知書（様式第10号）に適合証を添えて請求者に交付する。
- 7 市長は、前項の処理をしたときは、台帳にその旨を記入し、請求書を保管する。
- 8 市長は、第5項の調査により施設が整備基準に適合していないことを認めたときは、適合証を交付しない旨の通知書（様式第11号）を請求者に交付し、台帳にその旨を記入する。

（身分証明書の携帯）

- 第12条 職員が第10条第1項の検査又は前条第5項の調査を行うときは、その身分を示す規則第5条の身分証明書を携帯する。

（報告）

- 第13条 条例第22条第1項の規定による報告は、岐阜県福祉のまちづくり条例に基づく報告書（様式第12号）による。

（勧告）

- 第14条 条例第28条の規定による勧告は、岐阜県福祉のまちづくり条例に基づく

勧告書（様式第 13 号）による。

（公表に係る弁明の機会）

第 15 条 条例第 29 条第 2 項の規定による弁明の機会は岐阜県知事が行う。

（県への報告）

第 16 条 市長は、条例の施行に関し岐阜県福祉のまちづくり条例事務報告書（様式第 14 号）を、翌月の 5 日までに岐阜県知事へ提出する。

（保存年限）

第 17 条 条例、規則及びこの要綱で定める書類の保存年限は、別表による。

（閲覧）

第 18 条 条例の施行に関し閲覧の請求があったときは、台帳を閲覧に供する。

2 前項以外の閲覧の請求に対しては、各務原市情報公開条例（平成 11 年条例第 2 号）の定めによるところによる。

附 則

1 この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要綱施行の際現に岐阜県福祉のまちづくり条例関係事務処理要領（平成 10 年 10 月 1 日制定）の規定に基づき岐阜県岐阜建築事務所長が行った事務処理については、この要綱の相当規定により市長が行ったものとみなす。

3 この要綱施行の際現に市長に対してなされた届出その他の行為については、この要綱の相当規定に基づきなされた行為とみなす。

附 則（平成 19 年 10 月 26 日決裁）

この要綱は、平成 19 年 10 月 26 日から施行する。

別表（第 17 条関係）

書 類 の 種 類	保 存 年 限
岐阜県福祉のまちづくり条例届出・請求台帳	永年
特定公共的施設新築等届出書	5 年
特定公共的施設新築等変更届出書	5 年
岐阜県福祉のまちづくり条例に係る特定公共的施設届出者変更届出書	5 年
岐阜県福祉のまちづくり条例に係る取下届	5 年
岐阜県福祉のまちづくり条例に係る取止届	5 年
特定公共的施設工事完了届出書	5 年
適合証交付請求書	5 年
岐阜県福祉のまちづくり条例に基づく報告書	10 年
岐阜県福祉のまちづくり条例に基づく勧告書の写し	10 年

岐阜県福祉のまちづくり条例届出・請求台帳

受付番号	届出者の氏名又は名称	施設の名称	新 築 届	変 更 届	完 了 届	適合証請求	備 考 (受取印) (交付日等)		
			受付年月日	受付年月日	受付年月日	受付年月日			
確認申請受付番号	施設の所在地	施設の用途	適合通知年月日	適合通知年月日	適合通知年月日	適合通知年月日			
			不適合通知年月日	不適合通知年月日	不適合通知年月日	不適合通知年月日			

適合する旨の通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長



次の施設に係る特定公共的施設新築等届出書（特定公共的施設新築等変更届出書が提出されている場合は、これを含む。）に記載の計画は、岐阜県福祉のまちづくり条例第19条に定める整備基準に適合することを認めたので通知します。

なお、工事完了後には、特定公共的施設工事完了届出書を提出して下さい。

- 1 特定公共的施設新築等届出書
 受 付 番 号
 受付年月日

- 2 施設の名称

- 3 施設の所在地

適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長



次の施設に係る特定公共的施設新築等届出書（特定公共的施設新築等変更届出書が提出されている場合は、これを含む。）に記載の計画は、岐阜県福祉のまちづくり条例第19条に定める整備基準に適合しないことを認めたので通知します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 整備基準に適合しない部分

様式第 4 号（第 7 条関係）

岐阜県福祉のまちづくり条例に係る
特定公共的施設届出者変更届出書

年 月 日

（宛先）各務原市長

変更前届出者	住 所	
	〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕	
	氏 名	印
	〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕	
変更後届出者	住 所	
	〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕	
	氏 名	印
	〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕	

次の施設に係る特定公共的施設新築等届出書（特定公共的施設新築等変更届出書が提出されている場合は、これを含む。）については、届出者を変更したいので届け出ます。

- 1 特定公共的施設新築等届出書
 受付番号
 受付年月日
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地

様式第 5 号（第 7 条関係）

岐阜県福祉のまちづくり条例に係る
特定公共的施設届出者変更届受理通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長

印

次の施設に係る特定公共的施設新築等届出書（特定公共的施設新築等変更届出書が提出されている場合には、これを含む。）について、特定公共的施設届出者変更届を受理しましたので通知します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地

様式第 6 号（第 8 条関係）

岐阜県福祉のまちづくり条例に係る
取 下 届

年 月 日

（宛先）各務原市長

届出者

住 所

〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕



次の施設に係る特定公共的施設新築等届出書（特定公共的施設新築等変更届出書が提出されている場合は、これを含む。）を取り下げたいので届け出ます。

- 1 特定公共的施設新築等届出書
受付番号
受付年月日
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 取り下げる理由

様式第 7 号（第 9 条関係）

岐阜県福祉のまちづくり条例に係る
取 止 届

年 月 日

（宛先）各務原市長

届出者 住 所
〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名
〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

印

次の施設の工事を取り止めたので届け出ます。

- 1 特定公共的施設新築等届出書
受付番号
受付年月日
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 届出済の書面の名称

適合している旨の通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長

印

次の施設に係る工事は、岐阜県福祉のまちづくり条例第27条の規定による検査の結果、同条例第19条に定める整備基準に適合していることを認めたので通知します。

今後は、同基準に適合している部分の機能を維持するよう努めてください。

なお、施設の使用開始から3か月を経過した後、適合証の交付を請求することができます。

1 施設の名称

2 施設の所在地

適合していない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

次の施設に係る工事は、岐阜県福祉のまちづくり条例第27条の規定による検査の結果、同条例第19条に定める整備基準に適合していないことを認めたので通知します。

- 1 施設の名称

- 2 施設の所在地

- 3 整備基準に適合していない部分

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 整備基準適合表

別表第二

一建築物に関する整備基準

建築物 の名称		用 途	
工 事 種 別		階 数	地上 階 地下 階
階 別	階 の 用 途	公共的施設の用途に 供する部分の床面積	
		新築等の部分	既存部分
	階	m ²	m ²
	階	m ²	m ²
	階	m ²	m ²
	階	m ²	m ²
	階	m ²	m ²
計		m ²	m ²
全ての階	公共的施設の用途に供する部分以外の床面積	m ²	

◆ 記入方法 ◆

- 1 公共的施設である建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに作成してください。
 - 2 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
 - 3 適合状況欄は、次により記入してください。
 - …整備基準に適合しているとき。
 - ×…整備基準に適合していないとき。
 - ／…整備基準の適用がないとき。
- ※ 摘要欄には記入しないで下さい。

1 出入口等

整備基準	適合状況	摘要
直接地上へ通ずる出入口		
・ 幅は90cm以上（1以上）	（幅 cm）	
・ 自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		
・ 車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
駐車場へ通ずる出入口		
・ 幅は90cm以上（1以上）	（幅 cm）	
・ 自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		
・ 車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口		
・ 幅は80cm以上（1以上）	（幅 cm）	
・ 自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		
・ 車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
入場料金等の徴収や店舗のレジ等の通路（1以上）		
・ 幅は80cm以上	（幅 cm）	
・ 自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		
・ 車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		

2 廊下等

整備基準	適合状況	摘要
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
段を設ける場合		
・ 手すりの設置（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 主たる階段の回り段の禁止		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 突き出し等がなく、つまづきにくい段（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設（駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除）		
1の出入口等から各室の出入口にいたる経路（1以上）		
・ 幅は120cm以上	(幅 cm)	
・ 末端部分及び区間50m以内ごとの車いす回転用スペースの確保（共同住宅等は免除）		
・ （高低差がある場合）傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置		
・ 出入口等に接する部分の水平の確保		
・ 戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保		
直接地上へ通ずる出入口から案内所又は案内設備までの経路（1以上）		
・ 視覚障害者の誘導を行うための線状ブロック・点状ブロック等の設置、音声誘導装置等の設置又は常時勤務者による誘導（風除室内、教育施設、共同住宅等は免除）		
傾斜路を設ける場合（その踊り場を含む）		
・ 幅は120cm（段併設の場合は90cm）以上	(幅 cm)	
・ 勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下	(勾配 1/)	
・ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
・ 手すりの設置		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床		
・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設（勾配が1/20以上（高低差が16cm以下の場合は、1/12）以下、教育施設、共同住宅等は免除）		

3 階段

整備基準	適合状況	摘要
直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段		
・ 手すりの設置（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 主たる階段の回り段の禁止		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 突き出し等がなく、つまづきにくい段（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設（駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除）		

4 エレベーター

整備基準	適合状況	摘要
・ 用途面積が2,000㎡以上の公共的施設へのエレベーターの設置	設置台数 台	
かご		
・ 幅は140cm以上	(幅 cm)	
・ 奥行きは135cm以上	(奥行き cm)	
・ 車いすの転回に支障のない構造		
・ 停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		
・ 音声装置の設置	到着予定階	
	戸の閉鎖	
	かごの昇降方向	
・ 出入口の幅は80cm以上	(幅 cm)	
・ 車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		
・ 点字、音による案内など、視覚障害者が操作しやすい制御装置の設置		
乗降ロビー		
・ 車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		
・ 点字、音による案内など、視覚障害者が操作しやすい制御装置の設置		
・ 幅及び奥行き内法それぞれ150cm以上	(幅 cm)	
	(奥行き cm)	
・ 到着するかごの進行方向を表示する装置の設置		
・ 音声装置の設置	かごの昇降方向	

5 特殊な構造又は使用形態の昇降機

整備基準	適合状況	摘要
昇降行程が4m以下、又は階段・傾斜路等に沿って昇降するエレベーターの場合	設置台数 台	
・ かごの定格速度は15m/分以下、床面積は2.25㎡以下	(速度 m/分)	
	(面積 ㎡)	
・ 「平成12年建設省告示第1413号第1第七号」に規定する段差解消機		
・ かごの幅は70cm以上	(幅 cm)	
・ かごの奥行きは120cm以上	(奥行き cm)	
・ (かご内で方向を変更する必要がある場合) 車いすの転回に支障のない構造		
車いす使用者を乗せたまま、2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降するエスカレーターの場合	設置台数 台	
・ 踏段の定格速度は30m/分以下	(速度 m/分)	
・ 2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めの設置		
・ 「平成12年建設省告示第1417号第1ただし書」の車いす使用者用エスカレーター		

6 便所

整備基準		適合状況	摘要
用途面積が1,000㎡以上の公共的施設の場合			
車いす使用者用便房の設置 (男女の区分がある場合はそれぞれ1以上)	男女兼用		か所
	男子用		か所
	女子用		か所
男子用又は男女兼用便所			
車いす使用者用便房の構造			
車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保			
腰掛便座の設置			
手すりの設置			
出入口幅は80cm以上		(幅	cm)
戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保			
出入口幅は80cm以上		(幅	cm)
戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保			
男子用小便器を設ける場合（1以上、教育施設及び共同住宅等は免除）			
手すりを設けた床置き式又は壁掛式の小便器の設置			
女子用便所			
車いす使用者用便房の構造			
車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保			
腰掛便座の設置			
手すりの設置			
出入口幅は80cm以上		(幅	cm)
戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保			
出入口幅は80cm以上		(幅	cm)
戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保			

7 駐車場及び自動車車庫

整備基準	適合状況	摘要
駐車台数が30台以上の場合の車いす使用者用駐車施設の設置	設置区画 台	
車いす使用者用駐車施設の構造		
・ 出入口に近い位置に配置		
・ 幅は350cm以上	(幅 cm)	
車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路		
・ 粗面又は滑りにくい仕上の表面		
段の構造		
・ 手すりの設置		
・ 主たる階段の回り段の禁止		
・ 粗面又は滑りにくい仕上の表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面		
道等又は車いす使用者用駐車施設に至る通路（1以上）	(幅 cm)	
・ 幅員は120cm以上	(幅 cm)	
・ (高低差がある場合) 傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置		

8 敷地内の通路

整備基準	適合状況	摘要
・ 粗面又は滑りにくい仕上の表面		
段の構造		
・ 手すりの設置（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 主たる階段の回り段の禁止		
・ 粗面又は滑りにくい仕上の表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面（教育施設、共同住宅等は免除）		
道等又は車いす使用者用駐車施設に至る通路（1以上）	(幅 cm)	
・ 幅は120cm以上		
・ (高低差がある場合) 傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置		
直接地上へ通ずる出入口から道等に至る通路 (1以上。駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除)		
・ (用途面積が1,000㎡以上の公共的施設の場合) 線状ブロック等の敷設又は音声誘導装置等の設置		
・ 車路に接する部分等に点状ブロック等の敷設		
傾斜路を設ける場合（その踊り場を含む）		
・ 幅は120cm（段併設の場合は90cm）以上	(幅 cm)	
・ 勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下	(勾配 1/)	
・ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
・ 手すりの設置		
・ 粗面又は滑りにくい仕上の表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床		
・ 自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		

9 客席

整備基準	適合状況	摘要
固定式客席数に応じた車いす使用者用区画の設置	客席数 席 車いす使用者区画 区画	
車いす使用者用区画の構造		
区画の幅は85cm以上、奥行きは120cm以上	(幅 cm) (奥行き cm)	
水平な床		
客席内通路の幅は120cm以上	(幅 cm)	
(高低差がある場合) 傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置		
傾斜路を設ける場合（その踊り場を含む）		
幅は120cm（段併設の場合は90cm）以上	(幅 cm)	
勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下	(勾配 1/)	
高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
手すりの設置		
粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床		
段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設 (勾配が1/20以上（高低差が16cm以下の場合は、1/12）以下、教育施設、共同住宅等は免除)		

10 標識及び案内設備

整備基準	適合状況	摘要
案内設備		
エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置 (案内所の設置又は配置を容易に視認できる場合は免除)		
エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音等により視覚障害者に示す案内設備の設置 (案内所を設ける場合は免除)		
施設付近の見やすい位置に標識（日本工業規格Z8210に適合）を設置		
4に定めるエレベーター		
5に定める車いす使用者用特殊構造昇降機		
6に定める便所		
7に定める車いす使用者用駐車施設		

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 整備基準適合表

別表第二

二公共交通機関の施設に関する整備基準

公共交通機関の施設の名称	
--------------	--

1 出入口

整備基準		適合状況	摘要
1以上の出入口	幅90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）	(幅 cm)	
	車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止（構造上やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設）		
戸	幅90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）	(幅 cm)	
	自動開閉式又は高齢者、障害者等が円滑に通過可能な戸		

2 改札口

整備基準		適合状況	摘要
1以上の改札口	幅80cm以上	(幅 cm)	
	車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
	自動改札機への進入の可否の表示		

3 乗降場

整備基準		適合状況	摘要
鉄道駅	車両の乗降口の縁端との感覚を出来る限り小さくする配慮（構造上の理由により間隔が大きいときは、警告するための設備を設置）		
	プラットホームと車両の乗降口の床面を出来る限り平らとする配慮		
	車いす使用者の円滑な乗降に支障のある場合に、乗降を円滑にするために十分な長さ、幅及び強度を有する設備の備え		
	排水横断勾配：1%（やむを得ない場合は、免除）	(勾配 1/)	
	床は滑りにくい仕上の表面		
	発着するすべての車両の乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホームには、ホームドア、又は、可動式ホームさく（円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、点状ブロックその他視覚障害者の転落を防止する設備）の設置		
	上記以外のプラットホームには、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止する設備を設置		
	遠路側以外の端部への転落防止さくの設置（転落のおそれがない場合は、免除）		
	列車の接近を文字等及び音声で警告する設備の設置（やむを得ない場合は、免除）		
	照明設備の設置		
バスミナル	車いす使用者乗降口の表示（乗降口の位置が一定していない場合は、免除）		
	床は滑りにくい仕上の表面		
	縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分へのさく、点状ブロックその他の設備の設置		
	車いす使用者が円滑に乗降できる構造		

4 通路

整備基準		適合状況	摘要
公共用通路と乗降口との間の経路のうち1以上の通路	高低差がある場合の傾斜路又はエレベーター等の昇降機の設置	基	
	床は滑りにくい仕上の表面		
	幅は140cm以上（やむを得ない場合は、末端部分及び50m以内ごとに車いす転回スペースを確保し、幅120cm以上）	(幅 cm)	
	照明設備の設置		
	幅は90cm以上（やむを得ない場合は、80cm以上）	(幅 cm)	
	自動開閉式又は高齢者、障害者等が円滑に通過可能な戸		
	幅は120cm（段併設の場合90cm）以上	(幅 cm)	
	勾配1/12（高低差16cm以下の場合1/8）以下	(勾配 1/)	
	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
	手すりの設置		
傾斜路	粗面又は滑りにくい仕上の表面		
	周囲の色の明度・色相・彩度が大きく、識別しやすい床		
	周囲の色の明度・色相・彩度が大きく、識別しやすい段		
段	突き出し等がなく、つまづきにくい段		

5 階段

整 備 基 準	適合状況	摘 要
主たる階段の回り段の禁止（やむを得ない場合は、免除）		
粗面又は滑りにくい仕上りの表面		
周囲の色の明度・色相・彩度が大きく、識別しやすい踏面		
突き出し等がなく、つまづきにくい階段		
手すりを両側に設置		
手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字を貼付		
照明設備を設置		

6 エレベーター及びエスカレーター

整 備 基 準	適合状況	摘 要
公共用通路から公共交通機関の施設（1日平均乗降客数5,000人以上）の乗降場に至る通路における5m以上の高低差が生ずる箇所へのエレベーターの設置	基	
エレベーター	かご	幅140cm以上
		奥行き135cm以上
		かご内に鏡を設置
		車いすの転回に支障のない構造
		停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置
		音声装置の設置
		出入口幅80cm以上
		車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置
		点字、音による案内等、視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置
		ガラス窓又はかご内を表示する設備
		手すりの設置（握り手その他これに類する設備）
	乗 降 ロ ビー	車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置
		点字、音による案内等、視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置
		幅及び奥行き内法それぞれ150cm以上
		到着するかごの進行方向を表示する装置の設置
エスカレーター	基	上り専用と下り専用をそれぞれ設置
		踏み段の表面及びくし板は滑りにくい仕上げ
		昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面
		色の明度・色彩・彩度の差が大きく、識別しやすいくし板と踏み段
		幅80cm以上
		踏み段に車止め
		行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備

7 便所

整 備 基 準			適合状況		摘 要
1 以 上 の 便 所	車いす使用者便所の設置 (男女の区分がある場合にはそれぞれ 1 以上)		男女兼用	か所	
			男子用	か所	
			女子用	か所	
	車いす使用者用便所の構造	車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保			
		腰掛便座の設置			
		手すりの設置			
		出入口幅80cm以上		(幅 cm)	
		戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保			
	出入口幅80cm以上			(幅 cm)	
出入口付近に、男女の区分及び便所の構造を音、点字等により示す設備の設置					
床は滑りにくい仕上りの表面					
男子用小便器を設ける場合は、手すりを設けた床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さ35cm以下）その他これに類する小便器を 1 以上設置					

8 案内設備

整備基準	適合状況	摘要
車両の運行に関する情報を文字及び音声により提供するための設備の設置（やむを得ない場合は、免除）		
エレベーター等の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、休憩設備その他設備があることを表示する標識の設置		
公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近への移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板の設置（容易に視認できる場合は、免除）		
公共用通路に直接通ずる出入口の付近等への旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字等により視覚障害者に示す設備の設置		

9 その他設備

整備基準	適合状況	摘要
公共用通路と車両の乗降口との間の経路を構成する通路への視覚障害者用ブロックの敷設又は音声等で視覚障害者を誘導する設備を設置		
上記の通路とエレベーター操作盤、案内板、便所及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路への視覚障害者誘導用ブロックの敷設		
階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路への点状ブロックの敷設		
休憩設備の設置（1以上）		
乗車券等販売所又は案内所を設ける場合に、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設置		

備考 1 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。

2 適合状況欄は、次により記入してください。

- …整備基準に適合しているとき。
- ×…整備基準に適合していないとき。
- ／…整備基準の適用がないとき。
- ※ 摘要欄には記入しないで下さい。

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 整備基準適合表

別表第二

五 路外駐車場に関する整備基準

路外駐車場の名称	
面積及び駐車台数	

◆ 記入方法 ◆

適合状況欄は、次により記入してください。

○…整備基準に適合しているとき。

×…整備基準に適合していないとき。

／…整備基準の適用がないとき。

※摘要欄には記入しないでください。

1 経路（1以上）

整備基準	適合状況	摘要
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 経路上の段の禁止 （傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を併設する場合を除く）		
経路を構成する出入口		
・ 幅は80cm以上	（幅 cm）	
経路を構成する通路		
・ 幅は120cm以上	（幅 cm）	
・ 50m以内ごとに車いすの回転場所の設置		
経路を構成する傾斜路を設ける場合		
・ 幅は120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	（幅 cm）	
・ 勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下	（勾配 1/ ）	
・ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
・ 手すりの設置（勾配1/12以上又は高低差16cm以上で勾配1/20以上）		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床		
車いす使用者用特殊構造昇降機を併設する場合		
昇降行程が4m以下、又は階段・傾斜路等に沿って昇降するエレベーターの場合	設置台数 台	
・ かごの定格速度は15m/分以下、床面積は2.25㎡以下	（速度 m/分） （面積 ㎡）	
・ 「平成12年建設省告示第1413号第1第七号」に規定する段差解消機		
・ かごの幅は70cm以上	（幅 cm）	
・ かごの奥行きは120cm以上	（奥行き cm）	
・ （かご内で方向を変更する必要がある場合） 車いすの転回に支障のない構造		
車いす使用者を乗せたまま、2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降するエスカレーターの場合	設置台数 台	
・ 踏段の定格速度は30m/分以下	（速度 m/分）	
・ 2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めの設置		
・ 「平成12年建設省告示第1417号第1ただし書」の車いす使用者用エスカレーター		

2 駐車場

整備基準	適合状況	摘要
・ 車いす使用者用駐車施設の設置（一以上）	設置台数 台	
車いす使用者用駐車施設の構造		
・ 幅は350cm以上	(幅 cm)	
・ 出入口に近い位置に配置 ※		
・ 車いす使用者用である旨の表示		

備考

※ 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）による

適合証を交付する旨の通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長



次の施設に係る工事は、岐阜県福祉のまちづくり条例第 23 条に定める維持保全が適切
になされ、同条例第 19 条に定める整備基準に適合していることを認めたので適合証を交
付します。今後も、適切な維持保全に努めてください。

- 1 施設の名称

- 2 施設の所在地

適合証を交付しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長



次の施設は、岐阜県福祉のまちづくり条例第 1 9 条に定める整備基準に適合していないことを認めたため、適合証を交付しないこととしたので通知します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 整備基準に適合していない部分

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

岐阜県福祉のまちづくり条例に基づく報告書

年 月 日

（宛先）各務原市長

報 告 者	住 所	④
	〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕	
	氏 名	
	〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕	

次の施設に関し、岐阜県福祉のまちづくり条例第 1 9 条に定める整備基準への適合状況等について同条例第 2 2 条第 1 項の規定により別添のとおり報告します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地

（別添）

様式第 13 号（第 14 条関係）

岐阜県福祉のまちづくり条例に基づく勧告書

第 号
年 月 日

様

各務原市長



次の施設に関し、岐阜県福祉のまちづくり条例第 28 条の規定により必要な措置をとるべきことを勧告します。

この勧告に従わない場合は、同条例第 29 条第 1 項の規定により氏名、勧告の内容等を公表することがあります。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 とるべき必要な措置

岐阜県福祉のまちづくり条例事務報告書

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

各務原市長



岐阜県福祉のまちづくり条例の施行に関し、 年 月分の施行状況を次のとおり報告します。

種 別	建 築 物		非 建 築 物	
新築届	受付件数		受付件数	
	計画適合通知件数		計画適合通知件数	
	計画不適合通知件数		計画不適合通知件数	
変更届	受付件数		受付件数	
	計画適合通知件数		計画適合通知件数	
	計画不適合通知件数		計画不適合通知件数	
完了届	受付件数		受付件数	
	工事適合通知件数		工事適合通知件数	
	工事不適合通知件数		工事不適合通知件数	
適合証	受付件数		受付件数	
	交付通知件数		交付通知件数	
	不交付通知件数		不交付通知件数	
報 告	報告受付件数		報告受付件数	
勸 告	勧告件数		勧告件数	